

論 説

『天 地 瑞 祥 志』 略 説^(註一)

——附けたり、所引の唐令佚文——

太 田 晶 二 郎

(一)

日本漢籍史研究の土台とすべき『日本国見在書目録』は著録の漢籍を四十家に分類してあるが、今、之を統計し、それを唐・唐代に於ける状態『旧唐書經籍志』・『新唐書藝文志』の統計と対照比較すると、梁の『七錄』の分類法を借りれば「術伎」一言はば科学前科学一に属する書籍が見在書目には高率を占めることを知る。別つて言へば天文・曆数・五行・医方・等の部数卷数が、相対的にも絶対的にも多いのである。

かうした日本の漢籍界の分野を、私は、夙に推古天皇代に百濟の僧の觀勒が「曆本、及天文・地理書、并遁甲・方術之書」を貢り且つ教習してゐること等に萌芽があり、それは更に、根本には、百濟が特に「知医業・蓍龜与相術・陰陽・五行法」と謂はれてゐた状態に因由すると考へた。蓋し、「三歳児の魂」・「雀百まで」と云ふ如く、日本が文化的幼少期に於て百濟から教導を受けたことは、爾後の日本文化を根柢的に方向づけ性格づけずにはゐなかつたであらう。^(八)

見在書目の天文家に著録されてゐる漢籍は八十三部三百七十一卷であるが、其の中でも日本に於て最もよく利用されたのは、『尺素往来』に、『天文者安家・曆道者賀家、兩流陰陽師、各引』『天文要録』並『天地瑞祥志』等、捧勸文候。』

と言ふのが示唆するやうに、『天地瑞祥志』が、『天文要録』と相並んで、それであつたらうと思はれる。

支那では類書がよく発達して大いに利便を与へて來たのであるが、類書には一般類書のほかに専門類書も有つて、それぞれの部門に於て貢献した。右の二書—天地瑞祥志・天文要録—は、いづれも、形態の点で言へば、概ね、分類・項目を立てて諸書の文を抄出・配属した類書—専門類書であつて、それが一つの理由で両書は重宝がられて盛んに行はれたのであらう。

天地瑞祥志が類書といふ意識を以て作られたことは、^(九)啓に「以類相從」と言つてをり、又、唐代諸類書は、經・史・子諸書からの引用を列ねた後に、詩文の類をば「詩」・「贊」などの標目を置いて掲げる例式であるが、瑞祥志も其の形を取つてゐる(例、「詩魏稽叔夜贈秀才詩曰」・「賦晉成公綏鴻鴈賦曰」・「贊晉郭璞翼鳥贊曰」)のによつても言ふことができよう。

天地瑞祥志の、日本に於ける足跡は、前掲の尺素往来で伺はれる如く、天文・陰陽道等の勘申に引用されたことが最も多い。夙く平安時代、貞觀十八年、赤雲に關して挙げられ、延長五年、大江維時が黒雲について引勘し、安和二年、賀茂保憲が太白犯^(十)南斗に關して引勘し、天延三年、中原以忠が彗星・月犯畢・月犯^(十一)井について引勘し、天喜四

年、客氣か彗星かについて、中原師任も陰陽頭安倍章親も之を用る、康平三年、陰陽頭兼天文博士安倍章親・權天文博士安倍宗が月蝕に關して引勘し、永長二年、中原師遠が彗星に關して引勘し、長治三年、中原師建が彗星及び震動に關して引勘し、別に又彗星について引勘し、清原信俊も彗星について引勘し、永万二年(仁安元年)、陰陽助安倍泰親・天文博士安倍業俊が(一)月入_(二)太微宮に關して、(二)地震に關して、(三)地震・月薄蝕に關して、(四)月掩食南斗に關して、(五)月入_(六)氐中_(七)・歲星熒惑相犯に關して、(六)太白經_(八)天に關して、(七)地震に關して、(八)熒惑失_(九)行增_(十)光・日病・月色如_(十一)火に關して、(九)地震・月犯_(十二)房に關して、(一〇)月犯_(十三)南斗に關して、(一一)熒惑犯_(十四)哭星に關して、(一二)月入_(十五)太微に關して、(一三)辰星歲星鎮星相犯・月犯_(十六)心前星に關して、(一四)月入_(十七)太微に關して、いづれも之を引勘し、安倍泰親が日有_(十八)一珥・一背に關して引勘し、治承三年、安倍泰親・陰陽博士安倍季弘・天文博士安倍業俊が太白犯亢に關して引勘し、治承四年、陰陽大允安倍泰茂が飄風に關して引勘し、養和元年、安倍泰親・陰陽博士安倍季弘・天文博士安倍盛俊が太白辰星相犯について引勘し、鎌倉時代、嘉祿二年、陰陽頭兼權天文博士安倍泰忠が太白犯_(二十一)哭に關して引勘し、正和二年、陰陽頭安倍長親が熒惑犯歲星に關して引勘し、南北朝時代、康永元年、安倍国弘が太白犯軒轅_(二十二)・太白犯太微_(二十三)に關して引勘し、室町時代、応永三十二年、陰陽頭安倍有重_(二十四)が地震について引勘し、応永三十三年、賀茂在方_(二十五)が地震について引勘し、永享五年、賀茂在盛_(二十六)が地震について引勘し、賀茂在方_(二十七)が彗星に關して引勘し、永享六年、二回、同人が地震について引勘し、同人が流星について引勘し、文安元年、安倍有重・權天文博士安倍有秀・陰陽頭天文博士安倍有季が彗星に關して引勘し、文安六年、賀茂在盛_(二十九)が地震について引勘し、応仁元年、賀茂在貞・同在盛_(三十)が太白歲星相合について引勘し、文明五年、賀茂在成が歲星犯月に關して引勘

し、長享三年(延徳元年)及び明応二年、安倍有宣が地震に關して引勘し、明応二年、陰陽頭安倍有宗が地震に關して引勘し、明応三年、流星について引勘され、明応三年・同六年・同七年二度、有宣が地震について引勘し、文龜三年、有宣・安倍有尚が歲星熒惑填星相犯に關して引勘し、永正三年、賀茂在通・同在誠が地震に關して引勘し、永正四年、有宣が地震について引勘し、永正五年、賀茂在重等が地震に關して引勘し、永正四年、如上天文奏類に引かれたほか、本書はまた、年号勘申の典拠に取られたことも有る。—嘉祿三年、大江周房が天地瑞祥志によつて「祥應」を勘申した。_(七二) 本邦中世に、△五十歳未満にして『周易』を読みば、殃を受ける』とする迷信が存したが、『周易傳授式』によれば、是れは、天地瑞祥志にもとづいた所も有るやうである。

第十六」が載つてゐる。_(七三)

(二)

天地瑞祥志は、本国支那に於ては佚亡したらしく、日本にのみ傳存した。いはゆる佚存書に屬する。_(七四) それも、纔かに尊経閣文庫所蔵の影写ただ一本によつて全体の二分の一弱を遺したに過ぎない。

其の本は、△丙寅書写校合▽の旨、書き込まれ、貼り紙して「貞享三年也」と解されてゐる。松雲公前田綱紀の時代である。_(七五)

傳来については、瑞祥志と同じ年に天文要錄も影写され、そして、瑞祥志・要錄両書が相並んで松雲公の『求遺書目録』に記せられて「土御門極蘿」所蔵と記されるのは即ち此の影写の底本と考へてよいであらう。土御門家は、安倍氏。安倍氏以来、天文・曆・陰陽諸道を家業とする。志・録二書を藏したのは当然である。

瑞祥志影本は、字体その他になかなか古様が見られるが、それは影写の底本が古本を摸して写してあつたのであらう、底本そのものは、江戸時代の新写だつたのではなかろうか、と思ふ。底本の表の「本大切之間、写留之而已。」(副本を作るの意)云々といふ、書写に際してのことわり書きの書風が、恐らく江戸時代で、土御門家の人の手に成るものと感ぜられるからである。

なほ、此の本、講読の跡として、いつの所加かは詳かでないけれども多少くとも影写の底本には既に存したものと思はれる朱筆訓点が、散発的に数個所に見られる。

(三)

天地瑞祥志の成立事情は、「啓」によつて一往知られる。要旨は、

- (一) 唐の高宗の麟徳三年に本書は成つた、
(二) 大史一天文・曆数の事を掌る一の薩守真が、東宮の命によつて作つた、
(三) 天文書・緯書・其他諸書の、瑞祥に関する記載を類聚して、二十巻に編した、
(四) 必要に応じて、絵図も入れた、
(五) ▲瑞祥トハ、吉凶ノ先見・禍福ノ後応▽である、等である。

撰者の薩守真は、『元和姓纂』を檢しても、薩といふ姓は存せぬ。思ふに、薛の諱ではあるまいか。唐に薛頤あり、天文・律曆を解し、雜占にかかるかつた。秦王(李世民)、太宗(李治)が天子となるしの天変を申したのによつて、秦王、奏して頤に太史丞を授け、ついで太史令に昇つた。のちに道士となる。太宗、頤をして紫府觀の清臺に於て玄象を察て災祥を奏聞させたと云ふ。薩守真、実は薛氏にして、薛頤に因み有る人

ではなかろうか。一族の者が天文の業を傳へる例、太史令李淳風の子も孫も同じく太史令に任せられたこと有り、参考すべきである。

次に、天地瑞祥志を撰せしめた東宮(麟徳三年に於ける)東宮は誰かといふに、其の年は唐の高宗の治世であるが、其の代、東宮屢々替り、それは、顯慶元年に立てられ上元二年に殺された皇太子弘が相当する。高宗の第五子、則天皇后の所生であるが、則天、志を聴にせんとするに当り、奏請數々旨に憚つて、殺されたのである。謚して孝敬皇帝と曰ふ。瑞祥志のほかにもいま一つ類書『瑤山玉彩』(九七)〔御注〕――古今の文集から英詞麗句を摘出し類聚した――を編纂させたのも、此の太子弘である。文雅の類書と術伎・実用の類書と両方を作らせたわけであるが、文雅のものは唐書に記載されただけれども、術伎・実用の天地瑞祥志の方は全く登載されること無かつたのである。

先代(隋の煬帝)、甚だ瑞祥を好み、唐の天子に、それに鑑みる言は有つても、依然、唐『儀制令』は、▲祥瑞は図書によつて名を明かにし、大瑞は直ちに奏上し、百官奉賀せよ、其他の瑞は纏めて年終に上申せよ▽と指示し、大・上・中・下それぞれに屬する祥瑞の名目を規定した。

特に、本書の撰せられた時の年号「麟徳」・その前の「龍朔」・あとになるが「儀鳳」の類は、瑞祥にもとづいた改元である。

思ふに、瑞祥を崇ぶと共に、瑞祥を辨知しようとするに既に関係図書・参考文籍の数量多大にして検索に容易ならざることが、其からの類聚たる天地瑞祥志の編纂を致したのであらう。

天地瑞祥志の構成は、「目録」及び現存本文によつて知る所の大綱を示せば、

*

〔卷〕第一 「條例 目録」 ○ 第二 三才(天 地 人) ○ 第三

三光

(日 月 星) ○ 第四 第五

二十八宿 ○ 第六 第七 内

官 外官 ○ 第八 流星 ○ 第九

客彗 ○ 第十 「暈 雲氣」 ○ 第十一

「雷 電」 ○ 第十二 風 雨 ○ 第十三 「夢」 ○ 第十四 音聲(至)

物精 ○ 第十五 百穀 草 ○ 第十六 月令 五行(木 火 土 金

水) ○ 第十七 宅舍(至) 威香 ○ 第十八 禽 ○ 第十九 獣 ○ 第廿

祭(「吉礼」)

これを観ると、瑞祥の類別は、天文が最も多きを占め、気象これに次ぎ、其の他、動物・植物、更に人事で夢・祭・等が有る。

注目すべきの一は、天地瑞祥志が絵入り本であることだ。啓にも、△物、山海ニ阻マレ、耳目ニ未ダ詳カニセザル者ハ、皆、『爾雅[図]』・『瑞應図』等ニ拋リ、其ノ形色ヲ畫キ、云々と特記してゐるのであるが、今、實際、三十四個図を見ることができ、中には、彩色のものもある。展転摸写のはてにどれほど原の圖様を傳存してゐるか保しがたい、けれども、ともかく、唐代撰述の挿図本として類多くはないであらう。

(四)

天地瑞祥志は類書形式であるから、多くの典籍類を引用し、それらは、現存書については校勘の資、少からざる佚書は輯佚の材たること勿論である。

引用文のなかでも、私の驚喜したのは、『唐令』の佚文の存することである。

(整理番号一) 「祠令曰。昊天上帝・五方上帝・皇地祇・神州・宗廟・等、為大祀。(散斎^{補注三}四日・致斎三日也。) 日月星辰・岳鎮海瀆・先農・等、為中祀。(散斎^{補注三}三日・致斎二日。) 司中司命・風師雨師・諸星・山林川澤之属、為小祀。州縣之、准小祀例也。(散斎

二日・致斎一日。) 諸散斎之内、畫、理事如舊、夜、宿於家正寝、不得弔喪・問疾、不判署刑殺文書、不決罰罪人、不作樂、不預穢惡之事也。致斎、唯為祀事得行、其餘悉斷。非應散斎・致斎者、唯清斎一宿於本司及祠所也。」〔第廿、祭總載—引用順序二〕 *之、誤脱アラン。『唐令拾遺』社稷厭食及諸神祠ニ作ル。***准、原、淮ニ譏ル。***畫、原、盡ニ譏ル。***弔、原、予ニ譏ル。

(整理番号二) 「今大唐祠令曰。冬至日、祀昊天上帝於圜丘、太祖配、牲用蒼犧二。其從祀五方上帝・日月、用方色犧各一。五星以下内官冊二座・中官一百卅六座・外官一百十二座・衆星三百六十座、加羊九・豕九。夏至日、祭皇地祇於方丘、大祖配、牲用黃犧二、神州從祀、用黑犧一。其岳鎮海瀆・山林川澤・丘陵墳衍原隰、加羊五・豕五。」〔第廿、封禪—引用順序三〕 *太、原、大ニ譏ル。***墳、原、犧ニ譏ル。

ニ譯ル。***穂、原、「禾」ヲ「ネ」ニ作ル。***醜、

原、醜ニ譯ル。***斎、原、斎ニ譯ル。***式、

原、或ニ譯ル。

(整理番号五) 「祠令曰、季秋、祀五方上帝於明堂。高祖配、^{五帝}從祀。太宗配、五官從祀。用犧十二。帝牲、依方色。高祖、^{太宗}太宗牲、用黃也。」〔第廿、明堂〕引用順序一八〕 * 從祀、原、脫ス。 * 太、原、大ニ譯ル。

(整理番号六) 「祠令云、帝宓羲配、勾芒從祀之也。」〔第廿、迎氣、「立春之日天子、、、、迎春於東郊」ノ注〕引用順序五〕 * 宓羲、原、火義ニ譯ル。 * 芒、原、荒ニ譯ル。

(整理番号七) 「祠令曰、帝神農配、祝融從祀之也。」〔第廿、迎氣、「立夏之日「天子」、、、、迎夏於南郊」ノ注〕引用順序六〕 (整理番号八) 「祠令曰、季夏土王之日、迎黃帝於南郊。軒轅配、后土從祀也。」〔第廿、迎氣〕引用順序九〕 * 祀ノ次、「之」無シ。 (整理番号九) 「祠令云、帝少昊配、蓐收從祀也。」〔第廿、迎氣、「立秋之日「天子」、、、、迎秋於西郊」ノ注〕引用順序七〕 * 少昊、原、辱ニ譯ル。 * 祀ノ次、「之」無シ。

(整理番号一〇) 「帝顓頊配、玄冥從祀之也。」〔第廿、迎氣、「立冬之日「天子」、、、、迎冬於北郊」ノ注〕引用順序八〕 * 引用書名ヲ脱ス。例ニ隨フニ、是レ亦、祠令ノ文。

(整理番号一一) 「又曰、各用方色犧。二星・三辰・七宿祀、牲用少牢、迎氣之日、各祠五祀也。」〔第廿、迎氣〕引用順序一〇〕 * 又、「祠令」ヲ承ク。

(整理番号一二) 「祠令曰、春分朝、祭日於國城之東。秋分夕、祭月於國城之西。各用色犧一。」〔第廿、祭日月〕引用順序四〕 * 色、原、包ニ譯ル。

夏後申日、祀雨師於國城西南、各用羊一也。」〔第廿、祭風雨〕引用順序二〇〕

(整理番号一四) 「祠令曰、立秋後辰日、祀靈星於國城東南。用羊一。」〔第廿、靈星〕引用順序一六〕

(整理番号一五) 「祠令曰、立冬後亥日、祀司中・司命・司祿於國城西北、用羊一。」〔第廿、三司〕引用順序一七〕

(整理番号一六) 「祠令曰、仲春・仲秋吉戌、祭大社・大稷。社、以勾龍配、稷、以後稷配。各用大牢、牲色並黑。州・縣、各用少牢。私社、特性。」〔第廿、社稷〕引用順序一二〕 * 稷、原、「禾」ヲ「ネ」ニ作ル。

(整理番号一七) 「祠令曰、七祀、司命・戶、以春、竈、以夏、門・厲、以秋、行、以冬。各於享廟日。中霤、季夏迎氣日。皆本司祭於大廟西門內導南、各用羊一也。」〔第廿、五祀〕引用順序一九〕 (整理番号一八) 「祠令曰、四時、各以孟月、享大廟室、各用一大牢。三年一祫、以孟冬。五年一禘、以孟夏。祫日、功臣配享於廟庭、各配所事之廟、以位次為序、其月則停。」〔第廿、宗廟〕引用順序一三〕 * 祫、原、祫ニ譯ル。

(整理番号一九) 「祠令曰、孟春吉亥、祭先農於藉田、用大牢。」〔第廿、藉田〕引用順序一四〕

(整理番号二〇) 「祠令曰、季春巳日、祭先蠶於公桑。皇后親采桑。用大牢。將蠶日內侍省預奏、移所司行事。」〔第廿、藉田〕引用順序一五〕 * 采原、菜ニ譯ル。 * 大、原、太ニ作ル。 * * * 奉、原、待ニ譯ル。

(整理番号二一) 「祠令曰、季冬、藏冰、仲春、開冰、並用牲秬黍、祭司寒之神於冰室。其開冰、加桃弧・棘矢、設於神座也。」〔第廿、祭冰〕引用順序二三〕

各用羊一也。」〔第廿、祭馬—引用順序二六〕

(整理番号二三) 「祠令曰、季冬寅（先廟日之者也。）」^{*} 補祭百神於

南郊。

日月、用犧一。伊耆・神農・星辰以下、方別各用少牢一。當

方不熟者、則闕之。其日、祭井泉於川澤之下。卯日、祭社稷於社

宮。辰日、禫享於大廟。用牲、皆准时祭。井泉、用羊一也。」〔第廿、

禫—引用順序二四〕 * 禫、原、屬三ニ作ル。 * * 禫、原、示ヲ禾ニ

作ル。 * * * 農、原、脫ス。 * * * 稷、原、「禾」ヲ「ネ」ニ作

ル。 * * * * も、原、人ニ譯ル。

(整理番号二四) 「祠令曰、諸岳鎮海瀆、年別一祭、各以五郊迎氣

日祭之。東岳岱山、於兗州界。東鎮沂山、於沂州界。東海、於萊州

界。東瀆大淮、於唐州界。南岳衡山、於衡州界。南鎮會稽山、於越

州界。南海、於廣州界。南瀆大江、於益州界。中岳嵩山、於洛州

界。西岳華山、於華州界。西鎮吳山、於岐州界。西海・西瀆大河、

於同州界。北岳恒山、於定州界。北鎮醫無閭山、於營州界。北海・

北瀆大濟、於懷州界。其牲、皆用大牢。祀官、以當界都督・刺史

充、若都督・刺史有事故者、遣上佐行事也。」〔第廿、巡守—引用順

序二〕 * 東ノ次、原、「之」ヲ衍ス。 * * 同、原、用ニ譯ル。 *

* * 無間、原、互易ス。 * * * 懷、原、壞ニ譯ル。 * * * *

祀、原、礼ニ譯ル。

(整理番号二五) 「祠令曰、車駕巡幸、所過名山大川、則遣有司祭

之。其牲、岳鎮海瀆用大牢、中山川用少牢、小山川用特牲也。」〔第

廿、治兵—引用順序二七〕

(整理番号二六) 「祠令曰、霖雨不已、禁京門、ミ別三日。每一

禁不止、乃祈山川岳鎮海瀆。三日不止、祈社稷宗廟。其州縣禁城門、

禁界内山川及社稷。三禁一祈、皆准京式。並用脯醢。國城門、報用

少牢。州縣城門、用特牲也。」〔第廿、祭風雨—引用順序二二〕 *

祠、原、詞ニ譯ル。 * * 稷、原、「禾」ヲ「ネ」ニ作ル。 * * * 廟、

原、厝ニ作ル。蓋シ廟ノ譯、即チ廟ノ異体。 * * * 禦、原、京ニ

譯ル。 * * * * 酢、原、醻ニ譯ル。

(整理番号二七) 「祠令曰、季冬晦、堂贈饋、磔牲於宮門及城四

門、各用雄鷄一。將預前一日、所司奏聞。」〔第廿、饋—引用順序二

五〕

全て「祠令」であつて单调を免れないが、一条は「大、唐祠令」と明記されて、これらが唐令であること確實である。但し、唐朝、律令は屢々

制定・改正されてゐる。瑞祥志に引かれた唐令が其のいづれであるか、瑞祥志編纂當時現行の令であるべきとは思ふけれども、念の為これを検討確認するがよからう。

瑞祥志の撰述は高宗の麟德三年＝乾封元年であるが、其の頃までの唐令の制定・改正は、

た。

(一) 高祖の 武德七年に 唐朝最初の令＝武德令が制定頒行され

た。

(二) 太宗の 貞觀十一年に 第二の令＝貞觀令が頒行された。

(三) 高宗の 永徽二年 刊改した令＝永徽令が頒行された。(補註五)(二)

しかるに、瑞祥志所引の令には、「高祖配、、、太宗配、」(整理番号五)と見えるから、高祖・太宗の代よりのちの令であるのは、言ふまでもない。といふことは、高宗代の令であることになり、即ち永徽令と見てよいものと思ふ。

注一 私は夙に天地瑞祥志・特に唐令佚文に注目し(注七四所掲の昭和二十九年発行『北畠親房公の研究』所載鄙稿・同二十八年史学会大会日本史部会「周易に關する迷信」)・『史学雑誌』第六十二編第十二号第五十二回大会記事研究発表要旨五八頁(参照)、佚文は『唐令拾遺』の採摭未だ及ばなかつた所であるので、故仁井田陞氏や佐藤進一氏・貫達人氏・等が頻りに發表を慾望されたが、荏苒、今日に及んだ。(昭和四十七年十一月十日、鈴木俊氏等の唐代史研究会の委嘱を

受けて、愚文の趣旨を口演したことが有る。其の間に、昭和四十三年十一月、中村璋八氏が「天地瑞祥志について（附、引書索引）」〔漢魏文化〕第七号を発表され、唐令佚文も、新美寛氏等の『本邦残存典籍による輯佚資料集成』（続編、史部、刑法類。京都大学人文科学研究所、昭和四十三年刊）に収載された。

愚文の中で此れらに重複する所は、両氏を先鞭と為すべきである。

また、『朝鮮史』（朝鮮總督府朝鮮史編修会編）第一編第三卷（支那史料、乙丑唐高宗麟德二年八月壬子）に、瑞祥志所載の就利山盟文を掲げたのは、本書を学界に示したことの早い方であらう。（なほ、注八四参考。）

二 子部の儒・道・法・名・墨・縱横・雜・農を家と称するのは正しいけれども、經部に属する易△家等・史部の正史家等・集部の總集家等すべてに「家」を附したのは、誤解・誤用と言ふべきであらう。

三 全体を經典・記傳・子兵・文集・術伎（以上、内）・仏法・仙道（以上、外）の七類に分ち、それぞれ細分類があるが、術伎を構成するのは、天文・緯讖・曆等・五行・ト筮・雜占・刑法・医經・經方・雜藝である。

四 vorwissenschaftliche Wissenschaft

五 私は嘗て此の結果をグラフに製して示したことが有つて一目瞭然であるが、今、姑く、文字で要点を示せば、

(甲)

(1) 著録の総計

見在書目	一五七八部（今本）	一七八〇四卷（原状）
旧唐志	三〇六〇部	五一八五二卷
新唐志	五一四五部	七九一二二卷
(1) 子部		
見在書目	七〇八部（今）	六四一七卷（原）
旧唐志	七五三部	一五六三七卷
新唐志	一六五一部	二二七六七卷
(II) 天文		
見在書目	八三部（今）	四六一卷（原）
旧唐志	二六部	二六〇卷
新唐志	四一部	四八一卷

(四) 曆数		五四部（今）	一六七卷（原）
見在書目		五八部	一六七卷
旧唐志		一〇〇部	三六三卷
新唐志			
(五) 五行		一五四部（今）	九一九卷（原）
見在書目		一一三部	四八五卷
旧唐志		一九一部	七七九卷
新唐志			
(六) 医方		一六六部（今）	一三〇九卷（原）
見在書目		一三六部	三九六一卷
旧唐志		二三一部	四六九二卷
新唐志			
(七) 此れを百分比で見ると、			
(い) 天文が総計に対する百分比（上は部数での。下は卷数での。以下、これに同じ。）			
見在書目	五%	三%	
旧唐志	一%	一%	
新唐志	一%	一%	
(ろ) 曆数が総計に対する百分比			
見在書目	三%	一%	
旧唐志	二%	一%	
新唐志	一%	一%	
(は) 五行が総計に対する百分比			
見在書目	一〇%	五%	
旧唐志	四%	一%	
新唐志	四%	一%	
(に) 医方が総計に対する百分比			
見在書目	一一%	七%	
旧唐志	四%	八%	
新唐志	四%	六%	

- 三二 又、永万二年二月廿八日謹奏。
三三 又、永万二年四月十三日謹奏變異事。
三四 又、永万二年五月十二日謹奏變異事。
三五 又、永万二年六月廿一日謹奏。
三六 又、永万二年七月十日謹奏。
三七 又、永万二年八月日謹奏變異等事。
三八 又、永万二年八月十五日謹奏。
三九 又、仁安元年十月七日謹奏。
四〇 又、仁安元年十月廿八日謹奏變異等事。
四一 又、仁安元年十二月四日謹奏變異等事。
四二 又、仁安元年十二月廿一日謹奏。
四三 又、永万二年六月六日。
四四 『土御門文書』(史料編纂所所藏)。
四五 『玉葉』(治承四年五月四日乙卯)。
四六 又、養和元年八月十日甲寅。
四七 『明月記』(嘉祿二年十二月八日)。
四八 『花園院天皇宸記』(正和二年十月九日丙寅)。
四九 『中院一品記』(康永元年九月廿四日)。
五一 『兼宣公記』(応永卅二年七月(三日))。
五一 『滿濟准后日記』(応永卅三年六月十八日)。
五二 又、永享五年五月廿五日。
五三 『看聞御記』(永享五年九月二日)。
五四 満濟准后日記、永享五年十月廿七日。
五五 又、永享六年正月廿二日・五月廿九日。
五六 又、永享六年十月十七日。
五七 『康富記』(文安元年閏六月廿五日癸酉)。
五八 又、文安六年四月十二日壬戌。
五九 『後法興院政家記』(応仁元年七月四日丁卯)。
六〇 『親長卿記』(文明五年五月十九日)。

一 後法興院政家記、長享三年(為延徳元年)八月十九日乙巳。

- 六二 又、明応二年十一月三日甲午。
六三 親長卿記、明応二年十月卅日。
六四 後法興院政家記、明応三年二月廿二日壬午。
六五 又、明応三年五月十三日辛丑。
六六 又、明応六年十月十八日丙戌。
六七 又、明応七年六月十二日丁丑・八月廿五日己丑。
六八 『和長記』(文龜三年九月廿四日戊子)。
六九 『実隆公記』(永正三年閏十一月廿九日甲戌)。
七〇 『後法成寺尚通公記』(永正四年二月十四日戊戌)。
七一 『実隆公記』(永正五年八月七日癸酉)。
七二 『改元部類記』(野宮本、三) 經高卿記、嘉祿三年十二月十日・『明月記』(安貞元年十二月十日)。文章博士兼大和權守大江朝臣周房が、「天地瑞祥志曰、政教兆於人理、瑞祥應乎天文。是以、三皇遺德、德曜順軌。」に拠つて、「祥應」を勘申したのである。此の文は、第一の啓(注八七參看)のなかに見出だすことができる。(但し、是以を是故に、徳曜を七曜に作る)。
七三 「一合通靈書」のなかに。(天文要録も載つてゐる、第卅四櫃に)。
七四 鄙稿「北畠親房卿及び南朝の漢学に関する断章」(『北畠親房公の研究』所収)に於て之に触れたから、参看せられたい。
周易傳授式(東京大学文学部国語学研究室所蔵本による)、第一冊(第三葉)に、
師説云、『▲王弼夜夢鄭玄賁輔嗣(○弼ノ字)曰、「君年少、何輕穿鑿
易乎。」有忿色。弼心生畏惡。少之、遇癱疾而卒。▼見于天地祥瑞(○互
易)志云々。王弼卒時、年二十四歳也。少年見易、聊有其憚歟。』(此の
瑞祥志の文は、第十四、鬼の項――尊經閣本第十一葉――にまさしく見出ださ
れ、『幽明錄』の引用である)。

七五 『佚存書目』三、子部、三四一五頁に、「天地瑞祥志本 不著撰人名
氏/旧鈔本(尊「経閣文庫」)/撰人の名氏を題せず。然れども日本現在書目に著
録したれば、恐らく唐人の手に出でしものなるべし。」云々と著録した。但し、
撰者不明としたのは、大疎漏である。

七六 全二十巻のうち残存してゐるのが九巻であることは、注八四を参照せよ。且つ、細かく言へば、第十四巻の首部に、「一音聲」の殆ど始めから「三妖言」の中途までに亘る（随つて「二童謡」は全部失はれてゐる）大きな闕佚がある。

七七 本書の写本は、他に、『京都大学人文科学研究所漢籍分類目録』（昭和三十八年発行）子部、第八術数類、三占候之属、五三三頁に、

「天地瑞祥志残九巻（存第一・第七第十二・第十四第十六至第二十 唐薩守真撰

昭和七年東方文化学院京都研究所鈔本）」

が著録されてゐる。相並んで「天文要錄残十七巻（、、、昭和七年東方文化学院京都研究所鈔本）」もあり、請うて一覧を許されたが、二書共に尊經閣本の写しと認められた。

七八 第一冊（第一）に「寅八月十一日書写初校出来 河池七兵衛／寅八月

十二日再校相済 水野孫三郎」○第二冊（第七）に「寅八月十四日書写初校相済 原七郎兵衛／寅八月廿日再校 深尾七之助」○第三冊（第十二）に「丙寅八月廿二日書写初校相済 原田甚内／丙寅八月廿五日再校相済 古市彌八郎」

（○貼紙）此丙寅貞享三年也」○第四冊（第十四）に「寅ノ八月八日書写初校相済 古市作之佑／寅八月十一日再校相済 宮川七兵衛」○第五冊（第十六）に「寅八月十九日書写初校相済 古市彌八郎／寅八月廿七日再校相済 宮川七兵衛」○第六冊（第十七・第十八）に「丙寅九月十三日書写校合相済 大平浅右衛門／丙寅十月三日再校相済 原田甚内」○第七冊（第十九・第廿）に「丙寅九月七日 書写初校相済 杉岡平蔵／寅九月十五日再校相済 有沢彌三郎」一見らるる如く、月は八月から十月までに亘つてゐる。

七九 公四十四歳に當る。

八〇 天文要錄は、第一冊（卷第一）「丙寅九月六日書写初校相済 原清右衛門／丙寅九月十二日再校相済 原田甚内」・（中間略して）・第二十六冊（卷第五十）「丙寅九月十七日書写初校相済 佐藤瀬兵衛／九月十九日再校 古市作之丞」。

八一 求遺書目録は、以前わたくしが報告した『桑華書志』と大体同様の性質

のもので、前田綱紀が和漢韓の典籍の蒐集に關聯いろいろと過眼や調査・傳聞を筆録した雑記帳一冊である。現に尊經閣文庫に保存されてゐる。（新写の副本

もこしらへられてある。）

表題は、數次の書き換へを経てゐるが、先づ（一）「書物目録」と書き、次い

でそれを朱抹して、（二）「求遺書目録戊辰訂証」と朱書した。更に戊辰訂証を墨抹し、あらためて（三）「己巳訂証求遺書目録」と墨書し、（以上の「証」は、本から、言・正に从ふ字を書いてある。或いは、「訂証」は「訂正」のつもりかも知れない。）己巳を抹消して（四）「庚午」に直し、その庚午も消して、（五）「乙亥」と訂して結局「乙亥訂証求遺書目録」となつたのが最終である。蓋し、

四十八・五十三歳の時に当る。（包紙ウハ書には「求書志」と題し、のちに、それを朱抹して、「求遺書目録」と朱書訂正してある。）

本は、縦八寸七分弱・横五寸五分弱、袋綴、一二四葉で、ぎつしりと書き込まれ、前・後表紙の封面にまで及んでゐる。

多くの書名を列挙し、各々の下方に所在・所蔵者と思はれるものを記した表覽の部分に瑞祥志・要録が見えており（八十一丁）、土御門所蔵は更にもう一部

「金匱經 同所」が統いてゐる。

八二 松雲公当時の土御門家は、泰福（享保一年歿）の代であつた。

八三 土御門本は、現在、宮内庁書陵部に入つてゐるものがかなり有るが、同部の『和漢図書分類目録』（昭和二十八年発行）を検した所では、天地瑞祥志も天文要錄も出てゐない。

嘗て古書展に天文要錄の古写断簡（出陳書肆は、知らずに、「漢書」と称してゐた）が出たが、行款一致せず、松雲公影写の底本とは考へられなかつた。

八四 縦一尺一寸三分強・横八寸二分の大型の袋綴冊子本である。但し、外邊を闊く空けて、字面は、大体、高さ七寸六分、横（半葉）五寸六分ほどに止まる。（松雲公の作製させた影写本は、大概、頗る大判の料紙を使用してあり、底本の紙高・紙幅よりは遙かに大きいらしく、字面の上下左右甚だ寛闊であつて気持よい。しかしながら底本の紙面を示す匡郭を施すことがなく底本の縦横寸法も知りかねるのは、憾むべき欠点である。）

毎半葉十行、行二十字。注双行二十字（但し、三十字前後の所もある）。楷書端正。—朝鮮史、第一編第三卷（注一参照）五四〇・五四一頁間の図版「第九天瑞祥志（卷第二十、就利山盟文） 東京 侯爵 前田利為氏所蔵」によつ

て、僅かに片鱗・半葉分ながら、尊經閣本の面目を伺ふことができよう。一

本文(表紙の類を除いて)の葉数、第一冊、「卷」第一、一七葉〇第一冊、第
七、三一葉〇第三冊、第十二、三八葉〇第四冊、第十四、一九葉〇第五冊、第
六、二六葉〇第六冊、第十七、一四葉・第十八、四六葉〇第七冊、第十九、四
葉・第二、二八葉。計二七一葉。

なほここで、本書の閲覧・利用に便を与へられた前田育徳会尊經閣文庫・文庫
の故今井吉之助氏・飯田瑞穂氏・等に深謝する。

八五 第十四に。上文、「此本初紛失、又虫損字多之。」下文、「有正本之時、
追而可効(○校考)入焉。」又、第一に、「墮落字多、追以證本可書入也。」

八六 第十二、風繪載の一部に、句読・合点・返点・連読符・送仮名〇風期日
の一部に、合点〇五音風の一部に、句読・合点・連読符・朱引〇第十八、鷗の一
部に、句読・返点・連読符・朱引〇世樂に、句読〇蝶
に、句讀・朱引〇第十九、犬の一部に、句讀〇鼠の一部に、句讀・返点・連讀符
・送仮名・朱引。

八七 写本は幸ひ第一を存し、それに啓が冠せられて序のやうになつてゐる。
其の本文を、考訂を加へ、私に句讀・訓点を施して示せば、次の如くである。

「臣守真啓。稟性愚蒙、無所開悟。伏奉三令旨、使下祗承、謹誠、預避災孽。一人
有慶、百姓父安。是以、臣廣集諸家天文、披攬圖讖、災異雖有類聚、而□相
分、事目雖多、而不為條目也。韓揚天文□月蝕、應曆數不占、不應曆數
乃占。又揚天文序曰、「魏甘露五年正月乙酉、日有食之。君弱臣強、反征其主。
五月、高貴作難也。」吾亦將下借子之矛、以刺子之盾。今以曆術勘、甘露五年、
日食、是合曆數、然而有舛也。由此觀之、韓揚雷同、不詳是非。今鈔撰
其要、庶可從□也。昔在、庖羲之王天下也、觀象察法、始畫八卦、以通神
明之德、以類天地之情。故易曰、「天垂象、聖人則之。」此則觀乎天文、以示變
者也。書曰、「天聰明、自我民聰明。」此明乎觀乎人文、以成教化者也。然則政教
兆於人理、瑞祥應乎天文。是故、三皇道德、七曜順軌、日月無薄蝕之變、星辰
躔錯亂之妖。高陽乃命南正重司天、北正黎司地、帝□赤序三辰。唐虞命
羲和、欽若昊天、夏禹因之雜書、而陳之、洪範是也。至于殷之巫咸、周之史佚、格
言遺記、于今不朽。其諸侯之史、魯有梓慎、晉有卜偃、鄭有裨鼈、宋有子韋、

齊有甘德、楚有唐昧、趙有尹臯、魏有石申、皆掌著天人。暴秦燔書、六經殘滅、
天官星占、存不毀。及漢、景、武之際、好事鬼神、尤崇巫廟之說。既為當
時所尚、妖妄因此浸多。哀、平已來、加之凶讖、擅說吉凶。是以、司馬談父子、
繼著三天官書。光祿大夫劉向、廣、鴻臚作《皇極論》、蓬萊士、得海浮之文、著海中
占。大史令鄒萌、荊州牧劉表、董仲、班固、司馬彪、魏郡太守京房、大史令陳卓
晉給事中韓揚、等、並脩天地災異之占。各羨雄才、互為干戈。臣案晉志云、
「巫咸、甘、石之說、後代所宗。」皇世三墳、帝代五典、謂之經也。二墳既陳、
五典既炳、謂之緯也。歷於三聖為淳、夫子已後為澆。《浪莽錄》、淳風永
息。故、墳典之經、見之棄於往年、九流之緯、盛行於茲日。緯不如經、既在典
籍。庶令泯沒經文、還昭晰於聖世。諸子口詞、補申甘、石之疎遺。守真、憑日月之
光耀、觀圖譜於前載、言涉於陰陽、義闡於瑞祥。織介之惡無隱、秋毫之善必陳。
今拾明珠於龍淵、抽翠羽於鳳穴、以類相從、成為三甘卷。物阻山海、耳目未詳
者、皆拋爾雅、瑞應圖等、畫其形色、兼注四聲。名為三天地瑞祥志也。所謂
瑞祥者、吉凶之先見、禍福之後應、猶下響之起空谷、鏡之穿質形也。在昔、
殷主責躬、甘雨流潤、周王自咎、嘉木反風。以德勝妖、備諸彝典。伏惟大王殿
下、惠澤光於日月、仁化流於乾坤。握金鏡而垂衣、運玉衡而負辰。臣幸
逢昌運、謬承末職、輒率愚管、輕為撰著。臣所集撰、少或可觀。雖死之日、猶
生之年。不任惶懼之至、謹奉啓以聞。臣守真、誠惶誠恐頓首々々死罪々々。

麟德三年四月日 大史臣薩守真上啓。」

(い) 夏、原、又ニ譯ル。(ろ) 楠、原、猶ニ譯ル。(は) 義、原、義ニ譯ル。
(に) 宋、原、末ニ譯ル。(ほ) 申、原、中ニ譯ル。(へ) 人、原、久ニ譯ル。
(と) 檀、原、檀ニ譯ル。(ち) 牧、原、収ニ譯ル。(り) 色、原、包ニ譯ル。
(ぬ) 末、原、未ニ譯ル。(る) 忍、原、脱ス。

八八 啓文、不繁要の言辞多く、又、文章、巧妙でないが、

八九 西暦六六六年。原文日附に「麟德三年四月日」とある。しかるに、其
の年は、年の始め正月から、乾封と改元されてゐる「旧・新唐書」。何故、新年
号を用ひぬのか。なか(第廿、封禅)に引いたものにも現に、「麟德三年歲次景
寅、正月戊辰朔、皇帝、以元日、備禮於圜丘之壇、焚柴告天、二日、登封於芥
兵之頂、三日、降禪於社首之山、更為乾封元年也。」と見えるのに。

九〇 尊經閣文庫漢籍分類目録・京都大学人文科学研究所漢籍分類目録・等、

いづれも、薩字によつてゐるが、

九一 但し、薩姓皆無ではなく、後世薩氏の人を見ること有るけれども、なほ

稀姓と謂ふべきであらう。

又、日本書紀（卷第卅）には「大唐、、、薩弘格」（持統天皇三年六月庚子）

・「音博士大唐、、、薩弘格」（同五年九月壬申）・「音博士、、、薩弘格」（同六年十二月甲戌）、『類聚國史』（卷第百冊七、文部下、律令格式）にも「勤大壹

、薩弘格、、、撰定律令、賜祿」と見えて、唐に薩姓の人が有つたやうではある。

しかし、敢て疑へば、これも正しくは薛氏であったのではなからうか。

九二 此の写本で、吳の薛綜（三出）の薛の字は、頗る「薩」に近い字形に書かれてゐる（特に、第十八、鳥の項に出るもの）。

九三 〔旧〕唐書一百九十一、列傳卷第一百四十一、方伎・〔新〕唐書卷二百四、列傳第一百二十九、方技。

九四 薛頤は、（初めにも）隋の大業の時に道士であつたと云ひ、大業から瑞

祥志撰進の麟德三年までは五六十年、恐らく、頤その人が護守真であることは有り得ないであらう。

九五 淳風の子の該・孫の仙宗の事（新唐書卷二百四列傳第一百二十九方技）。

九六 旧唐書卷八十六、列傳第三十六、高宗中宗諸子・新唐書卷八十一、列傳第六、三宗諸子。

九七 新唐書藝文志に、丙部子錄類書類に入れてある。

九八 藝文志のほか、兩唐書の弘の傳に其の編纂が記るされてゐる。

九九 『唐會要』卷二十八、祥瑞上、顯慶四年八月二十五日・貞觀二年九月。

一〇〇 唐會要、卷二十八、祥瑞上・『大唐六典』尚書禮部卷第四、礼部郎中員外郎。

一〇一 唐會要、卷二十八、祥瑞上、龍朔三年十一月十六日。

一〇二 旧唐書、卷四、本紀第四、高宗上、顯慶六年二月乙未。

一〇三 唐會要、卷二十八、祥瑞上、上元三年十一月一日。

一〇四 唐代、類似の書に『古今通占』が有つた。『文獻通考』卷之二百十

九、經籍考、子、天文、『古今通占三十卷』陳氏（『直齋書錄解題』）曰、唐高

潛夫沛國武密撰。纂集黃帝・巫咸而下諸家及隋以前諸史天文志、為此書。『景祐

乾象新書、間取其説。」、、、

一〇五 現存して目にし得る卷

半ばに満たぬけれども、幸ひ、全体の目録

が、卷第一「六、明[△]目録」の項に掲げられてゐる。

その目録の原全文は次の如くである。（字配り、底本、大概、三段もしくは四

段に書してあるが、今紙幅を節減する為、つめて排印することとする。）

天地瑞祥志第一 條例・目録

一、啓 二、明[△]載字 三、明[△]災異例 四、明[△]分野 五、明[△]災消

福至 六、明[△]目録

第二「三才」

一、三才始 一、天地像 三、天 四、地 五、人 六、人變相

第三「三光」

一、月食 二、月光變 三、日食^(は) 四、救食 五、日光變 六、日雜異

七、日闕 八、晷

一、三光

一、五星總載 二、歲星 三、熒惑 四、鎮星 五、太白 六、辰星

七、五星會

八、四星會^(は) 九、三星會 十、二星會

第四「二十八宿（上）」

一、東七宿^(補註三) 二、北七宿^(附見一星)

第五「二十八宿（下）」

一、西七宿^(附見三星) 二、南七宿^(附見三星)

第六「内官」

第七「内・外官」

一、内官九十八官^(附見四官)

第八「流星」

一、内官六官^(附見五官) 二、外官九十一官^(附見二官)

一、流星名狀

二、流星廿八宿

三、流星內官

四、流星外官

五、流星^(補註二)

六、流星日月

七、流星五星^(五星自流附見)

八、流星^(補註二)

九、流星^(補註二)

流星^(補註二)

客彗出五星 大、客彗出甘八宿 七、客彗出内官 八、客彗出外官 九、
天漢 客彗出甘八宿 七、客彗出内官 八、客彗出外官 九、

葵 福草 札草 蔴(な)

第十六 「月令」

(月令)

五行

「月令」

月令

<p

(は) 蝕、原、食ヲ金ニ譯ル。 (に) 五、原、四ニ譯ル。 (ほ) 四星会、原、
闕文空白、意ヲ以テ補填ス。 (く) 一、原、脱ス、本文ニ拠リテ加フ。 (と) 畫ノ
次ニ「出」ナド脱スルカ。 (ち) 畳、原、簾ニ作ル。 (り) 日月辛、原、小字ニ
書ス。 辛ノ字、不審。 (ぬ) 畠、原、簾ニ譯ル。 (る) 状ノ前、或イハ「名」脱
カ。 (を) 軍、或イハ量カ。 (わ) 露雪、或イハ「露雪」別項カ。 (か) 風ノ
前、本文「候」有り。 但シ、其ノ卷卷首ノ目録ニ「候ナシ」。 (よ) 風ノ次、原、
「雨」有り。 盖シ衍。 (た) 繁、原、繁ニ作ル。 (れ) 繁、原、必亡ニ譯ル。
(そ) 繁、原、遞ニ作ル。 (つ) 英、原、英ニ譯ル。 (ね) 蔓、原、蔓ニ作ル。
(な) 蔓、原、蔓ニ作ル。 (ら) 月令、原、卷第一「第十六」ノ下方ニ置ク、
妥当ナラズ。 (む) 蘇胡鈎、原、「蘇胡鈎」ニ分ツ、本文ニ據リテ改ム。 (う)
根、原、銀ニ譯ル。 マサニ是レ根銀ノ誤り。 (あ) 香、原、車ニ譯ル、本文ニ拠
リテ改ム。 (の) 異載、原、卷第一「第十八」ノ下方ニ置ク、妥当ナラズ。
(お) 鶴、原、鶴ニ譯ル。 (く) 鶴、原、鶴ニ譯ル。 (や) 號、原、號ニ譯ル。
(ま) 歧、原、歧ニ譯ル。 (け) 鼻、原、鼻ニ譯ル。 (ふ) 鶴、原、鶴ニ作ル、
本文ニ拠リテ改ム。 (こ) 鶴、原、胡ニ作ル、本文ニ拠リテ改ム。 (え) 鶴、
原、鶴ニ譯ル。 (て) 戴、原、戴ニ譯ル。 (あ) 蝶、原、蝶ニ譯ル。 (さ) 獣總
載、原、卷第一「第十九」ノ下方ニ置ク、妥当ナラズ。 (き) 犬、原、犬ニ
譯ル。 (ゆ) 解豸、原、誤ツテ合セテ一字トナス。 (め) 肩、原、肩ニ譯ル。
(み) 蛇、原、脱ス、本文ニ拠リテ加フ。 (し) 本文尾題ノ下ニハ「吉礼」ト注
記アリ。 (ゑ) 祭總載、原、卷第一「第二十」ノ下方ニ置ク、妥当ナラズ。
(ひ) 狩、本文、「守」ニ作ル。 *「」ノナカハ、私ニ補ヒ加フ。

一〇六 第十七に、「玉」(明珠・玄珪・璧・玉英・上同英^{ヨコエ}・璋)・「貝」
(蘇胡鈎)・「金車」(根車)・「象車」(山車)・「威香」の十二図、第十九に、獸の
「麒麟」(馬)・澤馬・驕馬・玉馬・龍馬)・「羊」(虎)・「麋」(糜)・「犀」(解
豸)・「兜」(白澤)・「鼠」(鼈・駒鼠・鼯鼠・鼫鼠・鼯鼠・鼈・鼈鼠・鼈鼠)
の二十一図。 *符のものが彩色である。

他になほ、第十八、禽、「鳳凰」「發明」「焦明」「鵝鵠」「幽昌」「鸞」
「吉利」「富貴」「鸞鷺」「商羊」「鵝鵠」「鸞鵠」「白鷺」「戴鵠」の十四項に
も、もと絵が有つたらしいが写すのを略したあとと思はれる空白が存する。

一〇七 插図のことば併せて、啓は、『兼ネテ四聲ヲ注ス』と言つてゐる。是

(は) 蝏、原、食ヲ金ニ譯ル。 (に) 五、原、四ニ譯ル。 (ほ) 四星会、原、
闕文空白、意ヲ以テ補填ス。 (く) 一、原、脱ス、本文ニ拠リテ加フ。 (と) 畫ノ
次ニ「出」ナド脱スルカ。 (ち) 畠、原、簾ニ作ル。 (り) 日月辛、原、小字ニ
書ス。 辛ノ字、不審。 (ぬ) 畠、原、簾ニ譯ル。 (る) 状ノ前、或イハ「名」脱
カ。 (を) 軍、或イハ量カ。 (わ) 露雪、或イハ「露雪」別項カ。 (か) 風ノ
前、本文「候」有り。 但シ、其ノ卷卷首ノ目録ニ「候ナシ」。 (よ) 風ノ次、原、
「雨」有り。 盖シ衍。 (た) 繁、原、繁ニ作ル。 (れ) 繁、原、必亡ニ譯ル。
(そ) 繁、原、遞ニ作ル。 (つ) 英、原、英ニ譯ル。 (ね) 蔓、原、蔓ニ作ル。
(な) 蔓、原、蔓ニ作ル。 (ら) 月令、原、卷第一「第十六」ノ下方ニ置ク、
妥当ナラズ。 (む) 蘇胡鈎、原、「蘇胡鈎」ニ分ツ、本文ニ據リテ改ム。 (う)
根、原、銀ニ譯ル。 マサニ是レ根銀ノ誤り。 (あ) 香、原、車ニ譯ル、本文ニ拠
リテ改ム。 (の) 異載、原、卷第一「第十八」ノ下方ニ置ク、妥当ナラズ。
(お) 鶴、原、鶴ニ譯ル。 (く) 鶴、原、鶴ニ譯ル。 (や) 號、原、號ニ譯ル。
(ま) 歧、原、歧ニ譯ル。 (け) 鼻、原、鼻ニ譯ル。 (ふ) 鶴、原、鶴ニ作ル、
本文ニ拠リテ改ム。 (こ) 鶴、原、胡ニ作ル、本文ニ拠リテ改ム。 (え) 鶴、
原、鶴ニ譯ル。 (て) 戴、原、戴ニ譯ル。 (あ) 蝶、原、蝶ニ譯ル。 (さ) 獣總
載、原、卷第一「第十九」ノ下方ニ置ク、妥当ナラズ。 (き) 犬、原、犬ニ
譯ル。 (ゆ) 解豸、原、誤ツテ合セテ一字トナス。 (め) 肩、原、肩ニ譯ル。
(み) 蛇、原、脱ス、本文ニ拠リテ加フ。 (し) 本文尾題ノ下ニハ「吉礼」ト注
記アリ。 (ゑ) 祭總載、原、卷第一「第二十」ノ下方ニ置ク、妥当ナラズ。
(ひ) 狩、本文、「守」ニ作ル。 *「」ノナカハ、私ニ補ヒ加フ。

これは、廣義で、△音・発音を示した反切を加へたといふ意味であらう、書中、
音注を頗る多く見るのである。

その反切の常に異なるもの、例へば「宗」を「子昆反、平「声」と為す如き
ものが有る。按するに、引舉の文に、「孝經曰、宗廟致敬、不忘親。」を引き、
その注に「宗、尊也。」とある。此の義を以て「宗」を「尊」と読むのであらう
か。(尊、租昆反、同音である。)

一〇八 瑞祥志の直接・間接の引用図書類はどのやうなものが有るかについて
は、注一所掲中村氏論文の「附、引書索引」を利用することができます。但し、多
少杜撰な点の見うけられるのは遺憾である。

例へば、10頁、「孫盛」。なるほど「孫盛曰」、とあるけれども、引書で

はなく、「晉中興徵祥說曰」といふ引用文の中の、「孫盛(人名)」の言辞である。
○11頁、「銘晉伝」、「銘」は標目であつて、(本文「第一節・注一七参照)、それ
を除き去り、次下の四字を加へ続けて、「晋博玄靈蛇銘」が正しい。○16頁、「張
魏王祭白鷗賦」、「張」は、上文「但恐天網張」の末字を、誤解して、下に属せし
めてしまつたのである。(なほ、「祭」は本のままであるが、「粲」の譯)

順序づける。

一〇九 大体、大唐六典、尚書禮部卷第四、祠部郎中員外郎の項に准拠して、
順序づける。

一一〇 これに直ぐ統いて、「周礼・記並曰、祭天・日月星辰・司中司命・
風師雨師、皆以燐柴而升煙也。祭地・山林、以埋也。祭川澤、以沈(○当作沈)
也。」といふ文が有るのを、新美氏等の輯佚(注一参照)、四六頁上段)は唐令の
いま一条として収録してゐるけれども、恐らくは、瑞祥志が唐令と別に礼書を引
用したのであつて、唐令に此のやうな文が存したとは解し難いであらう。

一一一 仁井田陸氏「唐令拾遺」序説、第一唐令の史的研究、三唐令を参考した。

一一二 新美氏の輯佚(注一参照)に、「開元令」の項目下に此の佚文を收め
てゐるのは、未定稿である為の不備であらう。

補注一 天文要錄は、「李鳳撰」の撰号を有する。全五十卷、今、尊經閣影写
本は、卷第一・四・五・十・十一・十四・十六・十七・廿・廿四・廿六・廿八・
廿九・卅・卅一・卅三・卅五・冊・冊一・冊三・冊四・冊五・冊六・冊八・冊九
・五十の計一十六卷あり、首巻と尾巻と俱に存するのは幸ひである。

古來の、天文に拠る占ひの書を、天体(星辰)別の類聚で総合したものであ

る。一例へば、角占第十一は、更に、一（角星）・占（角星）・占（月行）・占（五星）・占（歲星）・占（熒惑）・占（墳星）・占（太白）・占（辰星）・占（彗星）・占（客星）・占（流星）・占（客氣）の諸項に分けて、整然と類聚され、「白彗星貫左角」といふ天文現象に対する占ならば、「角占」の「占（彗星）」の項に当れば、容易に見出せるやうになつてゐるのである。一
卷第一は「目録・序」であつて、これによつて本書の大体を伺ひ知ることができる。自序は、「大唐麟（〇マ、）徳元年五月十七日、河南左中三公郎將臣李鳳奏上」と結んであるが、先づ、天文を觀て時変を察することから説き起し、次いで、代々の、天文による占書の撰述の沿革を述べ、ついに、それらを綜合類聚して便利にすることを言つて終る。
編制・分卷は、目録序第一・日災図占第二・月災図占第三・日占第四・月占第五・歲星占第六・熒惑占第七・鎮星占第八・太白星第九・辰星占第十（以上第一表）・角占第十一・亢占第十二・氐占第十三・房占第十四・心占第十五・尾占第十六・箕占第十七・斗占第十八・牛占第十九・女占第廿（以上第二表）・虛占第廿一・危占第廿二・室占第廿三・壁占第廿四・奎占第廿五・婁占第廿六・胃占第廿七・昂占第廿八・畢占第廿九・觜占第卅（以上第三表）・參占第卅一・東井占第卅二・鬼占第卅三・柳占第卅四・七星占第卅五・張占第卅六・翼占第卅七・軫占第卅八・石「氐」内宮占第卅九・冊（以上第四表）・石内宮占第冊一（至）冊五・石外宮占第冊六・甘内宮占第冊七・冊八・甘外宮占第冊九・巫内外官占第五十（以上第五表）で、收める所「占條、合一万四千五」と称する。

引用書は、「採例書名目録」あつて次の六十部を掲げてゐる。○薄讀三卷（三家造）○蓋天論十卷（李公連撰）○渾天圖五卷（前漢宿公撰）○周髀二卷（黃鏡注）○定象紀廿卷（李辨撰）○七耀運定紀七卷（紫金撰）○定天赤道論・卷（前漢唐都造）○五星出度分記五卷（東晉陳卓撰）○定象圖七卷（後漢賈逵造）○乾坤災異圖廿卷（光武帝撰）○乾連度星占廿卷（堯帝撰）○天地定象論十唐都撰）○定天論圖記一卷（李淳撰）○天文星運占五卷（周襄弘造）○天文要决占廿卷（周應邵撰）○天文象運論五卷（李辨鑄撰）○孝經雄圖二卷（大唐李奇造）○乾坤災異圖廿卷（光武帝撰）○乾連度星占廿卷（堯帝撰）○天地定象論十卷（陽光撰）○春秋災異卅八卷（鄒萌造）○西晉紀卅卷（前漢唐都造）○九州分野星圖九卷（前漢李房造）○荊洲占廿二卷（劉徽撰）○五靈紀十八卷（前漢李

朔造）○天文緯經卅卷（京房撰）○乾象紀八卷（班固撰）○春秋災星圖廿卷（鄭玄注）○東晉陳卓撰）○天文詳紀廿卷（魯粹慎撰）○東晉紀六十卷（後漢賈逵撰）○縣總紀卅卷（東晉陳卓撰）○天文要集卅卷（晉韓楊撰）○天文錄卅一卷（南齊祖暅撰）○勅鳳符表一百廿卷（宋錢樂撰）○靈憲一卷（張衡撰）○天文占廿卷（孫僧化撰）○海中占廿卷（道仙撰）○易緯六卷（鄭玄注）○禮緯二卷（宋均注）○玉韜十卷（梁元帝撰）○金壇玉匱六卷（陶弘景撰）○春秋緯卅八卷（宋均注）○春秋星體卅卷（李貞武撰）○金海總集五十卷（李太子撰）○周易逆刺災異十二卷（李房撰）○金海散精篇三卷（梁蕭吉撰）○河圖符文三卷（貞武撰）○金海總卅七卷（陶弘景撰）○周易分野星圖四卷（粹慎撰）○彗孛出象記三卷（唐都撰）○虹蜺通玄紀七卷（鄒萌撰）○七耀本起二卷（何妥天撰）○正曆四卷（劉智撰）○周貞曆二卷（李金撰）○州正曆二卷（李公撰）○麟（マ、）德曆二卷（大唐紫金撰）○唐順曆二卷（李達撰）
○補注一 五百卷、許敬宗・上官儀・顧胤・等撰。「旧・新唐書、孝敬皇帝傳・新唐書 藝文志」

補注三 () を施す部分は、底本、注双行。

補注四 雨の次に、底本、夾注「山海經曰為應龍之狀乃得大雨也」が有るが、瑞祥志編者の所加であらう。又、「雨」で句を切つたのは、誤解であらう。

補注五 (四) 高宗の麟德年中 令を制定したといふ説も有り、(五) 高宗のとき 乾封令が有つたといふ説も有るが、これら二つは確実でない。

補注六 各冊の原表紙に「九冊内」の記入が有つたのが影写されており、夙く九冊（九卷）になり了つてゐたのである。

補注七 □は、底本、空白。

補注八 此のあたりの文、『晉書』天文志（上）の文に似る。志には、「明」を「則」に作る。

補注九 帝□、晉志を参照するに、帝譽。

補注一〇 存□、晉志を参照するに、存而。

補注一一 繼著、晉志には、繼為史官著。

補注一二 □星、是れも流星で、次、なほ字句あるべきか。